

(介護予防)通所介護・地域密着型通所介護・第1号通所事業を実施する場合の送迎について

平成29年7月

(介護予防)通所介護・地域密着型通所介護と同時一体的、または同一事業所内において第1号通所事業を実施する場合の送迎については下記の取扱いとします。

※ただし、(介護予防)通所介護・地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの提供に支障を来さないようにしてください。

サービス利用者 運転手	・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護 ・介護予防通所サービス	ふれあい交流 通所サービス	元気いきいき 通所サービス
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護 ・介護予防通所サービス	○	○	○
ふれあい交流 通所サービス	○	○	○
元気いきいき 通所サービス	○	○	○